会 議 記 録

会議名 建設常任委員会

開催日 平成29年12月14日(木) 開会 午前10時00分

閉会 午前11時38分

出席者 委 員 委員長 大 谷 好 一

針 谷 正 夫 氏 家 晃 長 芳 孝

入野登志子 大武真一 岡 賢治

高 岩 義 祐

議 長 海老原 恵 子

傍 聴 者 広 瀬 昌 子 小久保 かおる 古 沢 ちい子

白 石 幹 男 関 口 孫一郎 大阿久 岩 人

天 谷 浩 明 中 島 克 訓 福 田 裕 司

 事務局職員
 事務局長稲葉隆造
 議事課長金井武彦

 主査中野宏仙
 主任岩川成生

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

| 建 | 設 | 水 | 道 | 部 | 長 | 鈴 | 木 | | 進 |
|---|-----|-----|-----|----|---|---|---|---|---|
| 建 | 設力 | 、 道 | 部副 | 部 | 長 | 大 | 塚 | 孝 | _ |
| 都 | 市 | 整 | 備 | 部 | 長 | 渡 | 邉 | | 慶 |
| 都 | 市 | 整備 | 部 | 技 | 監 | 國 | 保 | 能 | 克 |
| 参 | 事兼〕 | 道路河 |]川整 | 備課 | 長 | 田 | 中 | 良 | _ |
| 道 | 路河 | ī | 維持 | 課 | 長 | 河 | 田 | 正 | 雄 |
| 土 | 木 | 管 | 理 | 課 | 長 | 田 | 中 | | 修 |
| 公 | 園 | 緑 | 地 | 課 | 長 | 齊 | 藤 | 昌 | 巳 |
| 下 | 水 | 道業 | 善 務 | 課 | 長 | 寺 | 内 | 国 | 雄 |
| 水 | 道 | 業 | 務 | 課 | 長 | 髙 | 橋 | 礼 | 子 |
| 都 | 市 | 計 | 画 | 課 | 長 | 深 | 津 | | 悟 |
| 市 | 街 | 地 整 | 延 備 | 課 | 長 | 石 | 塚 | 昌 | 平 |
| 住 | | 宅 | 課 | | 長 | 大 | 野 | 和 | 久 |
| 建 | | 築 | 課 | | 長 | 柿 | 沼 | 宏 | 和 |

平成29年第4回栃木市議会定例会 建設常任委員会議事日程

平成29年12月14日 午前10時開議 全員協議会室

- 日程第1 議案第108号 栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第109号 栃木市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第110号 栃木市公園条例及び栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正 する条例の制定について
- 日程第4 議案第111号 栃木市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う 関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第 94号 平成29年度栃木市一般会計補正予算(第5号)(所管関係部分)
- 日程第6 議案第 99号 平成29年度栃木市農業集落排水特別会計補正予算(第1号)

◎開会及び開議の宣告

○委員長(大谷好一君) ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから建設常任委員会を開会いたします。

(午前10時00分)

◎諸報告

○委員長(大谷好一君) 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長(大谷好一君) 本日の議事日程は配付のとおりであります。

◎議案第108号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(大谷好一君) ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第108号 栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

田中土木管理課長。

○土木管理課長(田中 修君) おはようございます。本日の建設常任委員会、よろしくお願いいたします。それでは、ただいまご上程をいただきました議案第108号 栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書は42ページ、議案説明書は65ページでございます。

初めに、議案説明書の65ページをお開きください。栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由でございますが、道路法施行令の一部改正による国の道路占用料の見直しに準じ、本市の道路占用料の額等を改定するため、栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものであります。

改正の概要でありますが、占用面積等の端数処理方法を改めること、2、占用料の額及び占用物件の区分を改めることであります。

参照条文につきましては、省略させていただきます。

続きまして、66、67ページをお開きください。栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の新旧対照表であります。66ページが現行、67ページが改正案、アンダーライン部分が改正の箇所であります。

まず、占用料の算定についてでありますが、第3条第3号において、現行では1平方メートル未満の占用の面積や1メートル未満の占用の長さについて、整数になるよう切り上げておりましたが、改正では小数第3位以下を切り捨てて、小数第2位までとするよう端数処理方法を改めるものでございます。

次に、別表第2条関係についてでありますが、別表につきましては、占用物件の占用料の額及び 占用物件の区分を改めるものであります。改正は、別表の上段に記載されております東京電力が占 用する第1種電柱から議案説明書の74、75ページの別表末尾にあります高速自動車道や自動車専用 道路に設ける休憩所や給油所まで57の項目について占用料の額が改正になり、73ページにあります 高速自動車道や自動車専用道路の連結路附属地に設ける食事施設など、3つの項目が追加されております。

また、占用料の額の変動率につきましては、道路法施行令における地域区分により違いがあり、第一級地から第四級地の都市部においては上昇傾向で、第五級地の地方部においては下落傾向になっております。本市は第三級地に区分されており、全体的な変動は上昇傾向でありますが、占用物件それぞれの占用料の額につきましては、東京電力やNTTなどの電柱や電話柱、地下に埋設するケーブル管などは2%程度の上昇となり、市民などが占用する看板や標識、一時的に設ける露店などにつきましては10%程度の下落となります。

なお、この占用料の額は、道路法施行令で定められている額と同様であります。

次に、議案書の42ページをお開きください。議案第108号 栃木市道路占用料徴収条例の一部を 改正する条例の制定についてであります。栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次の ように制定するものとするというものであります。

次に、43ページをお開きください。栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例であります。 栃木市道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。第3条第3号を次のように改める。(3) 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メート ル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満 の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算 するものとするというものであります。

別表の改正内容につきましては、先ほど議案説明書の新旧対照表の内容でありますので、省略をさせていただきます。

次に、47ページをお開きください。附則についてであります。施行期日、1、この条例は、平成30年4月1日から施行する。経過措置、2、改正後の栃木市道路占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に徴収すべき占用料について適用し、施行日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例によるというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(大谷好一君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

ございませんか。

大武委員。

- ○委員(大武真一君) おはようございます。基本的なところをちょっとお伺いしますけれども、議案書の43ページの今説明があった端数処理ですけれども、これは小数第3位以下を切り捨てるというようなところの、これ改定ですけれども、狙いというのは、この条例改定の狙い、切り捨てるということの狙いはどういうところにあるのでしょうか。
- ○委員長(大谷好一君) 田中土木管理課長。
- ○土木管理課長(田中 修君) ただいまのご質問につきましてご回答申し上げます。

今回国におきましては、各占用料の徴収のあり方につきまして、各NTT等の電柱、電話柱等につきまして整数ということで、切り上げた形で徴収をしているような状況でありましたけれども、今回は実際には細かなところでは小数第2位で求めるものが必要であるというようなところで精査をした結果、国及び県に応じて今回栃木市におきましてもその内容についての条例の改正を行うものでございます。

- ○委員長(大谷好一君) 大武委員。
- ○委員(大武真一君) 今の話ですと、より詳しくというか、精密にというか、そういうところで徴収していくということの回答だと思うのですけれども、それでよろしいですね。
- ○委員長(大谷好一君) 田中十木管理課長。
- ○土木管理課長(田中 修君) それでよろしいかと思います。
- ○委員長(大谷好一君) 大武委員。
- ○委員(大武真一君) 市道についてはいただくということになると思うのですけれども、例えば県道とかありますよね、国道とか。そういうところについては、うちの大通りにしても県道です。県道には市の街灯みたいなたくさんあるわけですけれども、そういうことについては県のほうにお金を払っているというふうに、逆に、これはもらうほうですけれども、そういうこともやっているのでしょうか、実態は。
- ○委員長(大谷好一君) 田中土木管理課長。
- ○土木管理課長(田中 修君) 県道につきましては、道路照明灯とかそういったものにつきましては、直接県のほうに占用しておりますので、市ではその辺のところの徴収は行っておりません。市 道の部分の占用料だけです。
- ○委員長(大谷好一君) 大武委員。
- ○委員(大武真一君) そうなのですけれども、私がお伺いしているのは、市の街灯みたいなのがこ

の県道に立ててあって、だから県道に市がお金を払うとかそういうのはないのかなという感じがちょっとしたものだから、お伺いしたいのですけれども。

- ○委員長(大谷好一君) 多分その立っているやつは、県の道路照明灯だと思います。
- ○委員(大武真一君) 市ではない。
- ○委員長(大谷好一君) はい。そういうことですよね。 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(大谷好一君) ないようですから、これをもって質疑を終了いたします。 ただいまから討論に入ります。

「「省略」と呼ぶ者あり〕

- ○委員長(大谷好一君) 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- ○委員長(大谷好一君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。 ただいまから議案第108号 栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを 採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大谷好一君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第108号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第109号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(大谷好一君) 次に、日程第2、議案第109号 栃木市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

田中土木管理課長。

○土木管理課長(田中 修君) ただいまご上程をいただきました議案第109号 栃木市法定外公共 物管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書は48ページ、議案説明 書は77ページでございます。

初めに、議案説明書の77ページをお開きください。栃木市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由でございますが、法定外公共物の使用料及び採取料の計算に係る面積等の端数処理方法を改めるため、栃木市法定外公共物管理条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものであります。

改正の概要でありますが、使用面積等の端数処理方法を改めること、第6条関係であります。こ

れは、先ほど議案第108号で上程いたしました栃木市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例における端数処理方法と整合を図るための改正であります。

参照条文につきましては、省略をさせていただきます。

続きまして、78、79ページをお開きください。栃木市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の新旧対照表であります。78ページが現行、79ページが改正案、アンダーラインの部分が改正箇所であります。

まず、使用料等の額についてでありますが、第6条第3項第3号において、現行では面積、体積 または長さについて整数になるよう小数以下を切り上げておりましたが、改正では小数第3位以下 を切り捨てて、小数第2位までとするよう端数処理方法を改めるものであります。

次に、議案書の48ページをお開きください。議案第109号 栃木市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定についてであります。栃木市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとするというものであります。

次に、49ページをお開きください。栃木市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例であります。栃木市法定外公共物管理条例の一部を次のように改正する。第6条第3項第3号を次のように改める。(3)面積、体積若しくは長さが0.01平方メートル、0.01立方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積、体積若しくは長さに0.01平方メートル、0.01立方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積、全体積若しくは全長又はその端数の面積、体積若しくは長さを切り捨てて計算するものとするというものであります。

次に、附則についてであります。施行期日、1、この条例は、平成30年4月1日から施行する。 経過措置、2、改正後の栃木市法定外公共物管理条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に徴収すべき使用料及び採取料について適用し、施行日前に徴収すべき使用料及び採取料については、なお従前の例によるというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(大谷好一君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

針谷副委員長。

- ○副委員長(針谷正夫君) これは全体的にこの条例が変わることによって市全体の収入といいます か、その変動はどんなふうになるでしょうか。
- ○委員長(大谷好一君) 田中土木管理課長。
- ○土木管理課長(田中 修君) 今回の改正によりましては、先ほどの道路占用料徴収条例と重なる 部分がございまして、一般的な市民に関しましては10%程度の下落になりますけれども、その他に つきましては2%程度の上昇、これは相殺しますと、若干ですけれども、上乗せになってくるよう

なことになってくると思います。

- ○委員長(大谷好一君) 針谷副委員長。
- ○副委員長(針谷正夫君) 若干増えるということでよろしいわけですね。
- ○委員長(大谷好一君) いいですか。
- ○副委員長(針谷正夫君) はい。了解しました。
- ○委員長(大谷好一君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(大谷好一君) ないようですから、これをもって質疑を終了いたします。 ただいまから討論に入ります。

「「省略」と呼ぶ者あり〕

- ○委員長(大谷好一君) 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- ○委員長(大谷好一君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。 ただいまから議案第109号 栃木市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大谷好一君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第109号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第110号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(大谷好一君) 次に、日程第3、議案第110号 栃木市公園条例及び栃木市公園有料公園 施設に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

齊藤公園緑地課長。

○公園緑地課長(齊藤昌巳君) おはようございます。ただいまご上程いただきました議案第110号 栃木市公園条例及び栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例の制定について ご説明いたします。議案書は50ページ、議案説明書は80ページでございます。

初めに、議案説明書の80ページをお開きください。栃木市公園条例及び栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由でございますが、藤岡渡良瀬運動公園スポーツふれあいセンターを廃止するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市公園条例及び栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものであります。

改正の概要でありますが、1、栃木市公園条例の一部改正については、藤岡渡良瀬運動公園の有料公園施設からスポーツふれあいセンターを削ること。2、栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部改正については、(1)藤岡渡良瀬運動公園の有料公園施設からスポーツふれあいセンターを削るとともに、藤岡渡良瀬運動公園及び岩舟総合運動公園の利用日を改めること。(2)小山市住民の有料公園施設使用料を市内の者と同額とすること。(3)藤岡渡良瀬運動公園スポーツふれあいセンター使用料を削るとともに、岩舟総合運動公園の有料公園施設を市外の者が利用する場合の使用料及び入場料を徴収して利用する場合の使用料を他の公園の有料公園施設使用料に合わせて改定することであります。

参照条文については、省略させていただきます。

続きまして、82ページ、83ページをお開きください。栃木市公園条例及び栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表であります。82ページが現行、83ページが改正案であり、アンダーラインの箇所が改正の箇所であります。

まず、栃木市公園条例の一部改正、別表1についてでありますが、栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城を整備するに当たり、藤岡渡良瀬運動公園スポーツふれあいセンターを廃止する必要があるため、藤岡渡良瀬運動公園の有料公園施設からスポーツふれあいセンターを削るものであります。

次に、栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部改正、別表第1についてでありますが、藤岡渡良瀬運動公園の区分にあるスポーツふれあいセンター及びその利用時間を削るとともに、利用者の便宜を図るため利用日について、月曜日、祝日の翌日、年末年始を休園としていたものを年末年始のみとし、利用日を1月4日から12月28日までと改めるものであります。

次に、84ページ、85ページをお開きください。同じく岩舟総合運動公園の利用日についても、1月4日から12月28日までと改めるものであります。

次に、別表2についてでありますが、1、栃木市総合運動公園の有料公園施設使用料を定める表の備考1に、市外の者が利用する場合の使用料を1.5倍とする規定がありますが、関東どまんなかサミット会議に加入し、相互利用の協定を結ぶ野木町、古河市、加須市及び板倉町に住所を有する者は除くとしております。このたび小山市が同会議に加入したことに伴う協定により、小山市住民の使用料を市内の者と同額とするため、その規定に小山市を加えるものであります。

次に、86ページ、87ページをお開きください。弓道場、大平運動公園についても同様に小山市を加えるものであります。

次に、3、藤岡渡良瀬運動公園については、有料公園施設使用料を定める表よりスポーツふれあいセンター、シャワー及び使用料1回につき100円を削り、あわせて備考1に小山市を加えるものであります。

次に、88ページ、89ページをお開きください。前ページに続き、備考1のシャワーを削るものであります。

次に、ファミリーパーク、ふるさとセンターパークの備考1に、同じく小山市を加えるものであります。

次に、90ページ、91ページをお開きください。栃木市都賀聖地公園についても、備考1に小山市 を加えるものであります。

次の西方総合公園については、同じく備考1に小山市を加え、備考3のテスニコートをテニスコートに改めるものであります。

次の岩舟総合運動公園については、同じく備考1に小山市を加え、あわせて市外の者が利用する場合、他の市内有料公園施設と同一とするため、使用料の割り増し額を2倍から1.5倍に改め、加えて備考3に入場料を徴収する場合は、2倍の額とする規定を加えるものであります。

次に、議案書の50ページをお開きください。議案第110号 栃木市公園条例及び栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。栃木市公園条例及び栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとするというものであります。

次に、51ページをお開きください。栃木市公園条例及び栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例であります。第1条、栃木市公園条例の一部を次のように改正する。改正内容につきましては、先ほどの議案説明書の新旧対照表の内容でありますので、省略させていただきます。

第2条、栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を次のように改正する。改正内容につきましては、先ほどの議案説明書の新旧対照表の内容でありますので、省略させていただきます。

次に、54ページをお開きください。附則についてであります。施行期日、1、この条例は、平成30年4月1日から施行する。2、改正後の栃木市公園有料公園施設に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例によるというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(大谷好一君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

大武委員。

- ○委員(大武真一君) 藤岡渡良瀬運動公園の中のそのスポーツふれあいセンターを廃止するという ことですけれども、もうちょっと詳しくというか、こういう経緯、至った経過についてお伺いした いと思います。
- ○委員長(大谷好一君) 齊藤公園緑地課長。
- ○公園緑地課長(齊藤昌巳君) 藤岡渡良瀬ふれあいセンターにつきましては、今遊水地課というと

ころでビジターセンターの整備を計画しておりまして、そのビジターセンターとしての機能を、先ほど説明しましたハートランド城という施設を整備する計画をしております。その計画が今ありまして、今年改修工事を今実施しているところなのですけれども、その施設が来年の4月から開始するというふうなスケジュールで今やっていまして、それに合わせてうちのほうの公園条例のほうを改正して、そちらのハートランド城のほうの条例を設置条例ということで、今同時に遊水地課のほうで進めているというところでございます。

以上です。

- ○委員長(大谷好一君) 大武委員。
- ○委員(大武真一君) わかりました。ハートランドのほうを含めて今度はつくって運営していくということになるわけですね。わかりました。はい、了解。
- ○委員長(大谷好一君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(大谷好一君) ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。 ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

- ○委員長(大谷好一君) 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- ○委員長(大谷好一君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。 ただいまから議案第110号 栃木市公園条例及び栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を 改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(大谷好一君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第110号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第111号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(大谷好一君) 次に、日程第4、議案第111号 栃木市下水道事業に地方公営企業法の規 定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

寺内下水道業務課長。

○下水道業務課長(寺内国雄君) ただいまご上程をいただきました議案第111号 栃木市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明をいたします。議案書は55ページから65ページ、議案説明書は95ページから135ページで

ございます。

初めに、議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書の95ページをお開きください。提案 理由につきましては、栃木市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用するに当たり、所要 の改正を行う必要が生じたため、栃木市情報公開条例等の一部を改正し、及び栃木市農業集落排水 基金条例を廃止することについて、議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要等につきましては、既存条例の一部改正が1にあります栃木市情報公開条例の一部改 正から97ページ、12にあります栃木市パブリックコメント手続条例の一部改正までの12件でござい ます。

次に、同ページの13につきましては、栃木市農業集落排水基金条例を廃止するものでございます。 現在の本基金の残はゼロでありまして、今後新たな農業集落排水事業を実施する計画がないことか ら、廃止とさせていただきます。

続きまして、98ページからの新旧対照表についてご説明をいたします。水道事業管理者の職務を水道事業及び下水道事業の管理者の権限に改めるものといたしまして、98ページ、99ページにございます栃木市情報公開条例、栃木市個人情報保護条例、栃木市職員定数条例、ページ飛びまして132ページ、133ページ、ここにございます栃木市債権管理条例、栃木市パブリックコメント手続条例、合わせて5件の条例が該当いたしまして、一部の改正ということになります。

次に、市長を下水道事業の管理者の権限を行う市長に改めるものでございますが、100ページをごらんいただければと思うのですが、100ページからの栃木市下水道条例、ページ飛びまして112ページからの栃木市下水道事業受益者負担に関する条例、118ページからあります栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例、それから124ページからになりますが、栃木市農業集落排水事業受益者分担金に関する条例、合わせて4件の条例が該当しまして、一部改正となります。

次に、規則を企業管理規程に改めるものでございますが、栃木市下水道条例、栃木市下水道受益者負担に関する条例、栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例、栃木市農業集落排水受益者分担金に関する条例、そして132ページ、133ページ、栃木市水道事業給水条例、これの5件の条例が一部改正となります。

これら全ての改正につきましては、それぞれ表に記載してございます条例中の語句を改めるものでございますことから、個々の条文の説明は省略させていただきたいと思います。

次に、その他の改正でございますが、98ページ、99ページをごらんいただければと思います。中 段に記載してございます栃木市職員定数条例の一部改正、これにつきましては、下水道事業が市長 部局から抜けて、水道事業と統合することで、職員定数の内訳を改めるものでございます。

次に、100ページ、101ページ、次のページです。これの上段に記載してございます栃木市特別会計条例の一部改正につきましては、下水道事業、農業集落排水事業が市長部局から抜けて公営企業となることから、条例中から削るものでございます。

ページ飛びまして115ページをお開きください。中段以降に記載してございます栃木市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正につきましては、現在、受益者負担金を一括納付する方には、規則で定めるところによりまして、一括前納報奨金を交付しております。しかし、この報奨金制度は、公営企業会計になじまないため、代替措置といたしまして負担金を一括納付する場合の減額制度を条例に設けました。改正案に第7条、第8条を追加し、対応するものでございます。

次に、119ページをお開きください。別表第8条関係、これにつきましては、納期前に納付する納期数に対する減額率ということになります。現在の受益者負担金につきましては、報奨金を差し引いた形で納付をいただいております。そういうことから新制度になりましても、市民に対する影響はございません。

118ページ、119ページの下段をごらんください。それから、次の120ページ、121ページの上段も続くのですが、その表をごらんいただければと思います。栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部改正につきましては、西方地域の2つの地区の施設の位置について、土地改良に伴う換地処分前の地番となっておりましたので、今回正しい地番に改正するものでございます。

ページ飛びまして126、127ページ下段をごらんください。栃木市水道事業の設置等に関する条例の一部改正でございますが、これにつきましては、下水道事業を設置する旨の規定を加えまして、 条例の名称を栃木市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例に改正をいたします。

129ページ、これの改正案の第3条には、下水道事業の経営規模を加えておりますが、第3項第1号の公共下水道の排水人口が11万2,220人と記載されておりますが、これにつきましては、現在の計画上の数字を記載しております。

132ページ、133ページ、ここに記載してございます栃木市水道事業給水条例の一部改正につきましては、設置条例の変更に伴い引用条項の改正を行うものでございます。

続きまして、議案書55ページをお開き願いたいと思います。議案書の55ページ、議案第111号 栃木市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条 例を次のように制定するものとするでございます。

次の56ページから64ページにつきましては、栃木市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を 適用することに伴う関係条例の整備に関する条例でありまして、先ほど説明したとおり改めるもの でございます。

65ページをお開きください。附則でございますが、施行期日並びに経過措置を加えるものでございます。

なお、今回上程させていただきました議案第111号につきましては、11月の議員研究会にてご説明させていただいたものに基づくものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○委員長(大谷好一君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。 大武委員。

- ○委員(大武真一君) 基本的な話をお伺いしたいと思いますけれども、これは国のほうからの指令でやるということなのだろうと思うのですけれども、上水道と違って下水はまだまだ自主自営というか、にはちょっと遠いのではないかと。一般会計からもかなりお金入っているので、そこをあえて国の方針に従って企業法に、水道事業と同様にやるということは、国はどういう狙いがあるのか、国の。栃木市としてはどういうメリット、デメリットになるのか、その辺の基本的なお話をお伺いできればと思います。
- ○委員長(大谷好一君) 寺内下水道業務課長。
- ○下水道業務課長(寺内国雄君) お答え申し上げます。

委員のおっしゃるとおり、国のほうから通知が来まして、人口3万人以上の市町村に関しましては、平成32年度までに地方公営企業法の全部あるいは一部でもいいのですけれども、適用し、公営企業会計に移行するというような通知が来ています。それに伴いまして全国の市町村では、それを受けてやっているわけですが、栃木市においては来年ということで、それよりも2年、最後の末よりも2年早くということになるのですが、実際に独立採算という話もあるのですけれども、なかなかそこまではもちろんいかないわけでございまして、1つが公営企業会計を適用しますと、現在の一般会計と違いまして、複式簿記を採用するという形になります。そうしますと、財務状況がかなり明確に見ることができます。そういう中で、一番はこれから更新の時期を迎えるものに対しましても、いつどのような時期に更新をしたのが一番いいかというのが明確にわかりまして、例えば栃木市の場合ですと、全国よりちょっとおくれて、一番工事が多かったのが平成10年ごろでございます。管渠の減価償却というのは50年ぐらいありますので、平成60年ぐらいにピークの更新を迎えます。それのために、どのようにお金をためていかなくてはならないとかいろいろありまして、そこら辺のシミュレーションが明確にわかるというのが第一の目的だと思います。

以上です。

- ○委員長(大谷好一君) 大武委員。
- ○委員(大武真一君) ちょっとわかりませんけれども、そういうメリットがあるというのはよくわかったのですけれども、それを聞かないというか、国の方針に従わないということができるのかできないのか。その辺従わなかったらどういうデメリットになるのか、その辺のことがおわかりになればお伺いしたいと思います。
- ○委員長(大谷好一君) 寺内下水道業務課長。
- ○下水道業務課長(寺内国雄君) お答え申し上げます。

国の方針に従わないということはなかなか想定はしていなかったので、ここでお答えすることは

ちょっと困難なのですけれども、多分県内25の市町村がありますが、ほとんど人口3万人未満もありますので、3万人以上の市町村は全て公会計に移行するということを聞いております。

- ○委員長(大谷好一君) 大武委員。
- ○委員(大武真一君) 企業会計に移行するということで、それはそれで多くのメリットがあると思うのですけれども、栃木市としては従前どおり20億円とかそういう程度の一般会計からの繰り入れは今後とも続けるというふうな考えなのでしょうか。
- ○委員長(大谷好一君) 寺内下水道業務課長。
- ○下水道業務課長(寺内国雄君) 起債の元利償還金のお話だと思うのですが、おっしゃるとおり今 20億円前後なのですけれども、これから徐々に減っていく状況です。また、更新を迎えると増えていく話にもなるのですが、減っていく段階でできるだけ一般財源を減らして、いろんな手法でお金をためていかなくてはならないということを担当課でも認識しております。
- ○委員長(大谷好一君) 大武委員。
- ○委員(大武真一君) わかりました。要するに水道事業と一緒になったわけですから、水道事業の利益とかも含めて、全体で下水も運営していくというふうなことになるのだろうと思いますけれども、よろしくしっかり頑張ってください。
- ○委員長(大谷好一君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大谷好一君) ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。 ただいまから討論に入ります。

[「省略」と呼ぶ者あり]

- ○委員長(大谷好一君) 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- ○委員長(大谷好一君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。 ただいまから議案第111号 栃木市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに 伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大谷好一君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第111号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- ◎議案第94号の上程、説明、質疑、討論、採決
- ○委員長(大谷好一君) 次に、日程第5、議案第94号 平成29年度栃木市一般会計補正予算(第5号)の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構であります。

田中道路河川整備課長。

○参事兼道路河川整備課長(田中良一君) ただいまご上程いただきました議案第94号 平成29年度 栃木市一般会計補正予算(第5号)のうち所管関係部分につきましてご説明いたします。

まず、歳出からご説明いたしますので、76、77ページをお開きください。6款1項5目農地費についてご説明いたします。補正額737万円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。1行目の農業集落排水特別会計繰出金につきましては、農業集落排水特別会計において、職員人件費の増額に伴い、一般会計繰入金を増額補正することから、これに合わせて増額するものであります。

次に、82、83ページをお開きください。8款1項1目土木総務費についてご説明いたします。補正額70万円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。職員人件費の補正につきましては、職員課所管となりますが、定期人事異動に伴い、当初見込んでおりました所属の人数や役職等に変更が生じたことや人事院勧告を踏まえ、その差額分について減額補正するものであります。以下、職員課所管の職員人件費につきましては、同様の理由により補正するものでありますので、以後の説明は省略させていただきます。

続きまして、2目建築指導費についてご説明いたします。補正額120万円の増額でありまして、 右の説明欄をごらんください。狭あい道路整備補助金につきましては、確認申請を行う際の後退用 地を明確にするための分筆測量費等に対する補助金の申請件数が当初見込んでおりました申請件数 を上回ったため、補助金を増額するものであります。

次に、84、85ページをお開きください。 2 項 2 目道路維持費についてご説明いたします。補正額 744万8,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。 1 行目の市道維持管理費につきましては、道路維持補修、舗装補修をするための道路管理等委託料、西方アンダーパスポンプ内の清掃を行うためのアンダーパスポンプ場管理等委託料、市道等の補修に必要な原材料を購入するための市道補修用資材費及び道路反射鏡等交通安全施設補修用の資材を購入するための交通安全施設補修用資材費を増額するものであります。

次の市道各号線交通安全施設整備事業費につきましては、市民から要望の多い区画線や道路反射 鏡を設置するための工事費を増額するものであります。

次の通学路安全施設整備事業費につきましては、西方町本郷地内の通学路の路面標示を行うための工事費を増額するものであります。

次の市道維持補修用自動車購入費につきましては、備品購入費につきまして 2 トンダンプ及び軽 ダンプを購入した際の入札差金を減額するものであります。

続きまして、3目道路新設改良費についてご説明いたします。補正額4,539万7,000円の増額であ

りまして、右の説明欄をごらんください。 2 行目の市道各号線道路改良事業費につきましては、緊急に道路整備が必要となった岩舟町静戸地内市道62225号線及び赤塚地内市道62100号線の道路拡幅に伴うものでありまして、これらに係る測量設計委託料、用地測量業務委託料及び用地購入費であります。

次の市道11156 (A 1) 号線交通安全施設整備事業費(栃木入舟町)につきましては、地権者の 土地相続処理に時間を要しており、年度内の契約が見込めないことから、建物等調査算定委託料、 市道拡幅用地購入費及び物件移転等補償金を減額するものであります。

次の市道1061(〇527)号線歩道整備事業費(大平新)につきましては、地権者との交渉の結果、 未相続地があり、今年度予定区間の一部で工事実施が困難なため、工事請負費を減額するものであ ります。

次の道普請事業費につきましては、大宮町地内の認定がえ道路において道普請事業の手法により 狭隘な道路を拡幅するものであり、今回地元の同意がまとまったことから、道路整備に必要な測量 設計等委託料を増額するものであります。

次の市道23051、1037 (O30.1) 号線道路改良事業費 (大平下皆川) につきましては、地権者との交渉の結果、未相続地及び境界が確定しなかった土地があり、今年度の工事予定区間の一部実施 困難なことから、工事請負費を減額するものであります。

次の市道1055 (I139) 号線道路改良事業費 (岩舟静) につきましては、踏切改良工事に係るJR委託の蓮花川にかかる橋りょう改築工事において、JRとの詳細設計協議の結果、工法等に変更が生じたため、橋りょう改築工事委託料の増額及び支障物件の移転に時間を要することから、市道拡幅工事費を減額するものが主なものであります。

次に、86、87ページをお開きください。4目橋りょう維持費についてご説明いたします。補正額2,270万円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。橋梁長寿命化修繕事業費につきましては、防災・安全交付金事業で橋りょう点検が50橋点検することが可能となったため、平成30年度までに行う道路橋りょう法定点検の推進を図るため、道路構造物点検業務委託料を増額するものであります。

続きまして、5目橋りょう新設改良費についてご説明いたします。補正額2,270万円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。市道2042 (233) 号線(永宮橋)橋りょう整備事業費(栃木野中町)につきましては、入札の結果、設計金額に対する請負金額に入札差金が生じたことから、橋りょう整備工事費を減額するものであります。

- ○委員長(大谷好一君) 深津都市計画課長。
- ○都市計画課長(深津 悟君) 次に、88、89ページをお開きください。

3項1目河川総務費についてご説明いたします。補正額346万1,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。2行目の河川維持補修事業費につきましては、平井町地内を流れる平井

川において、堤防のかさ上げを行うための工事費を増額するものであります。

次の河川・水路清掃事業費につきましては、河川や水路等の清掃等を実施するための水路清掃作業員賃金を増額するものであります。

次の雨水貯留・浸透施設設置補助事業費につきましては、本年度における申請件数と今後の申請 見込み件数により必要となる設置補助金を増額するものであります。

続きまして、90、91ページをお開きください。 4項5目公園費についてご説明いたします。補正額438万2,000円の増額でありまして、中ほどにあります財源内訳欄のその他につきましては、スポーツ振興基金繰入金であります。次に、右の説明欄をごらんください。 1 行目の都市公園等管理費につきましては、栃木、藤岡、大平地域で公園樹木等の剪定委託費に不足が生じたため、公園管理等委託料を増額するものであります。

次の栃木総合運動公園管理費につきましては、陸上競技場で競技会等の際に使用するテントを購入する備品購入費を増額するものであります。

次の西方総合公園管理費につきましては、西方総合公園内のトイレ浄化槽修繕のための工事請負費を増額するものであります。

続きまして、6目まちづくり事業費についてご説明いたします。補正額4億9,040万7,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。1行目の街なみ環境修景事業費につきましては、歴史的景観形成地区内の歴史的建造物の修景に対する補助金を増額するものであります。

次の(仮称)地域交流センター等整備事業費につきましては、地方都市リノベーション事業として実施する(仮称)地域交流センター整備工事について、当初の計画では今年度に実施設計をまとめ、来年度から工事に入る予定でありましたが、国との調整の結果、整備工事に対する交付金が今年度に前倒しして交付されることになったことから、整備工事費及び工事管理業務委託料を増額するものであります。なお、この本工事につきましては、平成29年度から平成31年度までの3カ年の継続費として設定させていただいております。

続きまして、92、93ページをお開きください。5項1目住宅管理費についてご説明いたします。 補正額8,171万円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。2行目のあったか住まいる バンク事業費につきましては、現時点で既に昨年度実績を超える成約件数となっており、非常に好 調なことから、栃木市空き家バンクリフォーム補助金の申請件数が当初の見込みを大きく上回るた め、増額するものであります。

次の定住促進支援事業費につきましては、移住者向け宿泊体験施設の整備工事を施工したところ、 改修対象となる建物が著しく損傷しており、補修を要するため改修工事費を増額するものでありま す。

次の片柳市営住宅解体事業費につきましては、片柳市営住宅の解体工事に先立ち、アスベスト含有量調査を実施したところ、全ての建物から基準値を超えるアスベストが検出され、アスベスト飛

散防止対策を施した工事が必要になったことから、解体工事監理業務委託料及び解体工事費を増額 するものであります。

続きまして、歳入の所管関係部分についてご説明いたします。44、45ページをお開きください。 14款2項4目1節道路橋りょう費補助金につきましては、1,215万5,000円の減額でありまして、右の説明欄をごらんください。防災・安全交付金(子どもたちの安全を確保する通学路整備)につきましては、交付金の配分の決定及び事業課所管の調整にあわせて減額するものであります。

次に、2節都市計画費補助金につきましては、1億7,956万6,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。社会資本整備総合交付金(とちぎ蔵の街周辺地区)につきましては、地方都市リノベーション事業で実施する(仮称)地域交流センター整備工事に対する国庫交付金を増額するものであります。

続きまして、継続費補正の所管関係部分についてご説明いたします。7ページをお開きください。 第2表、8款4項(仮称)地域交流センター等整備事業につきましては、歳出でも述べましたが、 (仮称)地域交流センターの整備工事に期間を要することから、工事請負費及び工事管理業務委託 料について、平成29年度から平成31年度までの3カ年の継続費を設定するものであります。

続きまして、債務負担行為補正の所管関係部分についてご説明いたします。8ページ、9ページをお開きください。9ページ下から2段目の平成29年度栃木市総合運動公園陸上競技場整備工事につきましては、平成30年9月2日に陸上競技連盟の公認が満了する陸上競技場について、公認期間満了までに必要な同連盟の事前調査により不適応となった箇所の改修工事を要するための工期を勘案しますと、今年度中に工事を発注する必要があることから、工事の期間と限度額を設定するものであります。

以上で所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 ○委員長(大谷好一君) 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思います。これに ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(大谷好一君) ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。 質疑はありませんか。

入野委員。

○委員(入野登志子君) 済みません。85ページなのですけれども、道路新設改良費のところで説明がありました市道の11156でいいのかな、A1ですけれども、説明伺いまして、年度内の契約が見込まれなかったということでありましたけれども、見通しというと大変に厳しい状況なのでしょう

か、お伺いいたします。

- ○委員長(大谷好一君) 田中道路河川整備課長。
- ○参事兼道路河川整備課長(田中良一君) ご質問の11156号線につきましては、現在この市役所の 北側の開運橋から栃高のほうに向かって歩道整備を中心にやる計画でございますけれども、今年度 につきましては、先ほどご説明しましたが、相続関係でちょっと地権者の方が未相続地ということ がありまして、実際今年度予定していましたのは4名の方の協力をいただいて用地買収をしたいと いうことで考えておったところなのですけれども、相続関係が家庭内の事情とかいいますか、そう いうことでなかなか進まないということが判明しまして、今年度についてはちょっと見込みが立た なくなったということでございますが、これについては引き続き、以前からお願いはしてあったの ですけれども、今年度についてはちょっと難しくなったということでございます。

そのほかについては、一部栃高側の県庁堀側のほうから移転の協力をいただきまして、道路用地の形は徐々に出てきているかと思うのですけれども、何分1件当たりの面積が大きいものですから、1件の契約をいただければ道路用地が大きく確保できるというようなことなものですから粘り強く進めて、早期の開通を目指していきたいというふうに考えております。

- ○委員長(大谷好一君) 氏家委員。
- ○委員(氏家 晃君) 今の入野さんの市道のその下、大平新のほうも未相続地があるということの 説明だったですが、こちらのほうの見通しのほうも答弁願います。
- ○委員長(大谷好一君) 田中道路河川整備課長。
- ○参事兼道路河川整備課長(田中良一君) こちらも、先ほどご説明したように、未相続関係が実は 3件あります。そのほかに、実は事業に協力いただけない方も若干いまして、今年度予定した工事を全部取りやめるということではなくて、一部予定した箇所ができないという状況で、今年度についてはやむを得ないかなということで判断させてもらったところでございます。ですが、相続関係については、事業には協力いただけるということであるのですけれども、なかなか相続の処理が進まないということなので、こちらについても粘り強くお願いしていきたいというふうに考えております。あわせて事業に協力いただけない方についても、引き続きお願いして、ある程度歩道がつながらないことには効果が出ませんので、その辺は早期に進めていきたいというふうに考えております。
- ○委員長(大谷好一君) ほかに質疑はございませんか。 入野委員。
- ○委員(入野登志子君) 93ページなのですけれども、住宅管理費のところでご説明ありました定住 促進支援事業費で改修工事をしているのですけれども、損傷が大変にひどいということなのですけ れども、この場所でなければだめだったのでしょうか。かなり金額的に、何か家が1軒ぐらい建つ ような金額かなと思うのですけれども。

- ○委員長(大谷好一君) 大野住宅課長。
- ○住宅課長(大野和久君) お答え申し上げます。

実はこの定住促進支援事業費の対象となっている施設が大通り沿いにあります。旧綿忠履物店というところでございます。観光館のすぐ北隣にありまして、市の中心部であります。この建物は、江戸時代、安政3年に建築されて、既に160年以上経過した栃木市内で2番目に古い見世蔵でございます。ですから、大変お金がかかって、正直私どもも予想以上の出費を強いられる結果となってしまいましたが、大切な資源ということで、お金をかけてでも維持したいということで、今回補正を計上させていただきました。

実はここは、当初これほど正直なところお金がかかるとは思っておりませんでしたけれども、当初予算に計上させていただいて、工事を開始したところ、やはり江戸時代のつくりということで、工事を始めて基礎部分を特に確認したところ、今のような基礎ではありませんので、石の上に柱が立っているというふうな部分もありまして、下の部分がもう朽ち果てておりました。現在の基準で改修しますと、当然安全面から大幅な工事が必要になってまいります。特に一番後ろに蔵があるのですけれども、そこは基礎がもう朽ち果てておりましたので、引き家とか引き舞という工事方法をご存じの方もいらっしゃるかもしれませんけれども、蔵を一旦動かしまして、基礎をコンクリートでつくり直して、またそこへ戻すというふうな工事が必要になってまいりましたので、これだけ多くの費用が必要になってしまったというわけでございます。

以上です。

- ○委員長(大谷好一君) 入野委員。
- ○委員(入野登志子君) 今の説明、よくわかりました。よろしくお願いいたします。

あと、その下の今のページなのですけれども、片柳市営住宅の解体事業費でアスベストが飛散したということでありましたので、これはどれぐらいの期間でこれから期間がかかるのかどうかをお伺いいたします。

- ○委員長(大谷好一君) 大野住宅課長。
- ○住宅課長(大野和久君) こちらにつきましては、大谷委員長のほうからも一般質問をいただいておりましたけれども、アスベストが発見された関係で、当初の見込みより大幅に工事の着手がおくれております。本来であれば当初予算に計上し、ちょうど今ごろ工事が完了するという見込みでございましたけれども、6月から実施しましたアスベスト含有量調査において、20棟全棟から基準値を超えるアスベストが検出されてしまいました。それに伴い工事の方法など再検討いたしまして、全ての家屋に足場を組んで、そこに養生シートを張ります。さらに工事をやる際には、飛散するアスベストを吸い取るための防じん、集じん、空気からごみを吸い取るようなそういう設備も設けてやる、やらざるを得ないということで検討が進みまして、ようやく予算措置のめどが立って、大谷議員の質問にもお答えしましたとおり、2月には工事を着手し、そこから約半年間の工期が必要と

なっております。ちなみに、当初は約4カ月ほどで工事が完了する見込みでございましたけれども、 そのアスベストの関係で約2カ月は工事が長くなるというふうになっております。 以上です。

- ○委員長(大谷好一君) 大武委員。
- ○委員(大武真一君) 関連ですけれども、この5,686万円というのは、このアスベスト飛散のため だけの工事費だけでこれだけかかるということでしょうか。
- ○委員長(大谷好一君) 大野住宅課長。
- ○住宅課長(大野和久君) 工事費が中心でございます。当然処理とかその他の管理費等も工期が長くなる関係で増額にはなりますけれども、アスベストの飛散防止に係る費用が大部分でございます。
- ○委員長(大谷好一君) 大武委員。
- ○委員(大武真一君) 確認ですけれども、アスベスト飛散防止も含むけれども、その解体費用とか 処分費とか、その家の、そういうのも含んで全部でこの5,600万円ということでしょうか。
- ○委員長(大谷好一君) 大野住宅課長。
- ○住宅課長(大野和久君) そのとおりでございます。
- ○委員長(大谷好一君) 大武委員。
- ○委員(大武真一君) 9ページなのですけれども、この下から2番目の平成29年度栃木市総合運動 公園陸上競技整備工事ということで1億円を超す、これ補正、債務負担行為ですけれども、内容は どういう、具体的な内容というのは1億円を超すお金を使うのだけれども、どういう補修を計画さ れておるのでしょうか。
- ○委員長(大谷好一君) 齊藤公園緑地課長。
- ○公園緑地課長(齊藤昌巳君) 先ほどご説明にあったとおり、来年の9月2日で陸上競技場、今2 種公認というのを取っているのですけれども、それが切れます。その関係で、今年7月に日本陸連の方から現地立ち会いをしていただきまして、指摘箇所について確認をいたしました。主にその工事内容なのですが、この陸上競技場につきましては、昭和63年に整備した施設でありまして、約30年たっているということで、特に指摘があったのがインフィールド内の芝生についてです。というのは、毎年毎年芝生に目土というのをまくのですけれども、それを30年間まいたということで、芝生が約10センチぐらい上がっておりまして、陸上競技をする場合の投てきをする場所になっているのですが、その投てきの延長、測定距離にちょっと影響するというようなことで、まず大きな工事がその10センチの芝生を下げなければならないという工事がかなりのメーンになっています。

それと、ウレタン舗装についても、かなりもう摩耗していたり、あとラインがかなり薄くなっているというようなことで、そのウレタン舗装とライン関係の補修がメーンとなっております。 以上です。

○委員長(大谷好一君) ほかにございませんか。

針谷副委員長。

- ○副委員長(針谷正夫君) 85ページの先ほど西方のアンダーパスポンプ場の管理委託料ということ だった。これは水害で潜ってしまった高速道路下のポンプのことでしょうか。
- ○委員長(大谷好一君) 河田道路河川維持課長。
- ○道路河川維持課長(河田正雄君) 西方の高速の下のアンダーでございます。長年のその堆積を除去するものを計上させていただきました。

以上でございます。

- ○委員長(大谷好一君) 針谷副委員長。
- ○副委員長(針谷正夫君) この委託料ということで、年間の……
- ○委員長(大谷好一君) マイクを入れてください。
- ○道路河川維持課長(河田正雄君) これは毎年の委託料プラス想定していなかったものですから、 その除去作業を計上させていただきました。以上です。
- ○委員長(大谷好一君) 針谷副委員長。
- ○副委員長(針谷正夫君) 今回は予想しなかった水害ということですが、やや高目に上げましたけれども、この中の管理の内容というのは今までと同じということになっていくわけですね。今回は特殊例であって、そのことをお聞きします。
- ○委員長(大谷好一君) 河田道路河川維持課長。
- ○道路河川維持課長(河田正雄君) 当初はそんな状況も必要ないと計上させていただきましたけれ ども、今年の対応、補正で対応しないと、管理上問題がございますので、それで今回の補正で計上 させていただきました。

以上です。

- ○委員長(大谷好一君) ほかに質疑ありませんか。 大武委員。
- ○委員(大武真一君) 今のページの85ページの一番下なのですけれども、先ほどJRとの交渉の結果によって工法変更で8,241万円ですか、結構増えているのですけれども、この辺のもう少し詳しい内容がわかればお伺いします。
- ○委員長(大谷好一君) 田中道路河川整備課長。
- ○参事兼道路河川整備課長(田中良一君) この市道1055号線については、場所については岩舟駅の 西側にあります駒場街道踏切というところの踏切拡幅がメーンの工事になりますが、そこについて 先ほど申し上げたように、JRに工事を委託しないと、鉄道に関係するということで、JRさんに 工事を委託しなければならないという中で、JRさんと工法の協議とかしてまいりました。

そんな中で、具体的な工事としましては、その線路の南側に蓮花川という川がございます。線路

に並行している川があるのですけれども、まずそこの丸川橋という橋なのですけれども、その橋の踏切を広げる前に丸川橋の橋りょうの拡幅をしなければならない。あわせてその後にその川に排水するための雨水排水管というのがございます。それの雨水排水管の推進工事をやらなければならない。その後に線路部分の踏切を広げるという工事で、大きく3つの工事が伴います。いろいろ現地調査とか測量とか地盤調査とかしましたら、現地が非常に軟弱地盤であるというようなことで、地盤改良が必要だということで、薬剤注入といいまして、地盤を強化する方法とかを採用しまして、工事の円滑な工事を進めるということで検討をしたところでございます。

それによって、そこを踏切を工事するということは、通行どめの期間が発生してしまうということで、できるだけ市民生活に支障のないように工期を短縮するというようなこともありまして、その辺の工事を詰めるためには、どうしてもこういう工法、先ほど言いました3つの工事を順番にうまく組み合わせてやっていかなくてはならないというようなことで金額的にも協議した結果、ちょっと増額になってしまったというようなことでございます。

以上です。

- ○委員長(大谷好一君) 大武委員。
- ○委員(大武真一君) これは実際の工事は東武関係の会社さんがされるということ…… [「JR」と呼ぶ者あり]
- ○委員(大武真一君) JRか。JRがするのですか。ああ、そうですか。はい、わかりました。
- ○委員長(大谷好一君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(大谷好一君) ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。 ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

- ○委員長(大谷好一君) 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- ○委員長(大谷好一君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。 ただいまから議案第94号 平成29年度栃木市一般会計補正予算(第5号)の所管関係部分を採決 いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(大谷好一君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第94号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 ここで、暫時休憩いたします。11時35分再開いたします。

(午前11時20分)

○委員長(大谷好一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時35分)

◎議案第99号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(大谷好一君) 次に、日程第6、議案第99号 平成29年度栃木市農業集落排水特別会計補 正予算(第1号)を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構であります。

寺内下水道業務課長。

○下水道業務課長(寺内国雄君) ただいまご上程をいただきました議案第99号 平成29年度栃木市 農業集落排水特別会計補正予算(第1号)についてご説明を申し上げます。

補正予算書の29ページをお開きください。平成29年度栃木市の農業集落排水特別会計の補正予算 (第1号) は、次に定めるところによるとするものであります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,996万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

続きまして、206、207ページをお開きください。歳出からご説明をいたします。 1 款 1 項 1 目一般管理費、補正額は33万5,000円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。職員人件費につきまして、増額するものでありますが、所管は職員課のため、説明は省略させていただきます。

続きまして、前のページに戻りまして、204、205ページをお開きください。歳入についてご説明をいたします。3款1項1目1節につきましては、右の説明欄の一般会計繰入金でありますが、歳出の職員人件費が増額になりますことから、一般会計からの充当分を増額するものであります。

以上で農業集落排水特別会計補正予算の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いをいたします。

○委員長(大谷好一君) 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思います。これにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(大谷好一君) ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大谷好一君) ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。 ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

- ○委員長(大谷好一君) 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- ○委員長(大谷好一君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。 ただいまから議案第99号 平成29年度栃木市農業集落排水特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大谷好一君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第99号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長(大谷好一君) 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願います。

これをもって建設常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時38分)